郵送による転出証明書の請求方法について

- 1 次のものをご用意ください。
 - ① 郵送請求書 必要事項を自筆で記入してください。
 - ② 本人確認書類 身分証明書(免許証や保険証等)の写し

※マイナンバーカード(写真入り)をお持ちの方は、

マイナンバーカードの表面のコピーを添付してください。

- ③ 返信用封筒 返送先を記入し、切手を貼ってください。
 - ※マイナンバーカードをお持ちの方は紙の転出証明書は発行されませんので、 返信用封筒は不要です。
- ※ 転出証明書は無料です。
- 2 上記①~③を同封のうえ、住所地の市区町村役場へ請求してください。 不明な点がありましたら、請求先の市区町村へお問い合わせください。

転出証明書郵送請求書

令和 年 月 日

市区町村長 様

私は、下記のとおり住所を変更したので届け出ます。 つきましては、転出証明書を新住所地へ送付願います。

申請者 氏 名		電話番号	()	
------------	--	------	---	---	--

※ 電話番号は日中連絡が取れる番号を必ずご記入ください。

1	新しい住所・世帯主					
住	所		世帯主			
2	新しい住所に住み始めた日		令和	年	月	Н
3	3 今までの住所・世帯主					
住	所		世帯主			
4	4 本籍・筆頭者氏名					
本	籍		筆頭者			
5	転出した人の氏名・生年月日					
氏	名	生年月日	明 · 大 昭 · 平·令	年	月	В
氏	名	生年月日	明・大昭・平・令	年	月	В
氏	名	生年月日	明・大昭・平・令	年	月	В
氏	名	生年月日	明·大昭·平·令	年	月	В
氏	名	生年月日	明 · 大 昭 · 平·令	年	月	

身延町から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入の手続きをしてください。 (なお、正当な理由がなく14日を超えた時は、過料がかかる場合があります。) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の ため、当分の間、届出が転入日より14日 を経過しても「正当な理由」があったもの とみなされ、過料の対象にはなりません。

項目	担 当 課	身延町での手続き(注意事項)	新 住 所 地 で の 手 続 き
転 入 届	町民課 町民担当 (本庁舎) TelO556-42-4804	・個人番号カードをお持ちの方はカードを利用した特例転出の手続きを行います。 ・転出を取りやめた時は、転出証明書を持参して転出取消しの手続きをしてください。 ・転出予定地が変更になった場合でも、お持ちの転出証明書で手続きができます。	・転出証明書・印鑑・本人確認書類(免許証等)・転入される方全員の個人番号カードを持参してください。 ・特例転入(転出)の場合は、転出証明書を発行しませんので、必ず「個人番号カード」を持参してください。 ・外国人住民の方は、転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。
印 鑑 登 録		印鑑登録証をお返しください。 転出(予定)日をもって自動的に使えなくなります。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード(マイナンバーカード)		署名用電子証明書は失効します。 ※転出予定年月日から60日を経過すると、自動でカードが「廃止」 となります。廃止後は継続利用の手続きはできませんので、ご注 意ください。	・継続利用の手続きが必要です。なお、手続きには暗証番号を入力する必要があります。 ・署名用電子証明書の発行手続きをしてください。 ・個人番号カード所持者が転入手続きに行けない場合は、転入先の市区町村でお尋ねください。
マイナンバーの通知カード		お手元の通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できませ続等で使用する番号ですので、紛失しないようにご注意ください。マインバー入りの住民票を取得していただくか、マイナンバーカードの申請	ナンバーを証明する書類が必要な方は、新住所地でマイナ
海外への転出海外からの転入		1年以上海外に行く予定の方は、事前に転出手続きをしてください。	帰国した際は、パスポートを持参のうえ、転入手続きを してください。 (転入先が本籍地以外の場合は、戸籍謄 (抄)本・戸籍附票が必要です。)
国民年金に加入している方		手続きは必要ありません。	住所変更の手続きは原則省略となりました。
国民健康保険	町民課 保険年金担当 (本庁舎) TelO556-42-4804	保険証をお返しください。 転出(予定)日から使用できなくなります。	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療保険		保険証をお返しください。 転出(予定)日から使用できなくなります。 県外へ転出される方は、「負担区分証明書」を受領してください。	新たに加入の手続きをしてください。
バイクをお持ちの方 (125cc以下)	税務課 課税担当 (本庁舎) TeLO556-42-4803	ナンバープレート・標識交付証明書を持参して、廃車の手続きをして ください。	廃車証明書を持参して、新たに手続きをしてください。
防災行政無線戸別受信機 を設置されている方	交通防災課 (本庁舎) TelO556-42-4809	戸別受信機は町が各世帯へ貸与し、管理をしています。 不要になった受信機はお返しください。	転入先の市区町村でお尋ねください。

項目	担 当 課	身 延 町 で の 手 続 き (注 意 事 項)	新 住 所 地 で の 手 続 き
介 護 保 険	福祉保健課 介護保険担当 (中富すこやかセンター) TELO556-20-4611	介護保険証をお返しください。 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を交付します。	要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を提出してください。
障害者手帳等		 障害者福祉サービスを利用している方はご連絡ください。 	「障害者手帳」を持参して住所変更の手続きをしてくだ さい。
重度心身障害者医療費	福祉保健課 福祉担当 (中富すこやかセンター) TeLO556-20-4611	「重度心身障害者医療費助成金受給者証」をお返しください。受給者 証の控え(コピー)をお渡しします。 山梨県内に転出される方は、所得課税証明書(同一世帯になる転出者 全員分)を取得してください。	各都道府県で制度が異なります。転入先の市区町村でお尋ねください。 山梨県内に転入される方は、「所得課税証明書」と「受給者証のコピー」を持参して、新たに申請の手続きをしてください。
児童手当を受給している方		 児童手当消滅の手続きをしてください。 	新たに受給申請の手続きをしてください。
子育て支援医療費		受給資格喪失の手続きをしてください。 「子育て支援医療費助成金受給資格者証」をお返しください。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
ひとり親家庭医療費	子育て支援課	受給資格喪失の手続きをしてください。 「ひとり親家庭医療費助成金受給者証」をお返しください。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
や ま な し 子 育 て 応 援 カ ー ド	(中富すこやかセンター) TELO556-20-4580	特にありません。	山梨県内の市町村に転入される方は、転入先にお持ちの カードを提出して、新しいカードの交付を受けてくださ い。
保育園(所)		退園(所)の手続きをしてください。	新たに入園(所)の手続きをしてください。
妊婦・乳児検診受診票等		身延町発行の未使用の以下の受診票は使用できません。 「妊婦一般健康診査受診票」・「乳児一般健康診査受診票」・ 「産婦健康診査受診票」・「新生児聴覚検査受診票」	未使用の受診票を持参のうえ、転入先の市区町村へご相 談ください。
町営・町有住宅	建設課 建築住宅担当 (中富総合会館) TelO556-42-4808	・世帯全員が転出する場合は、退去届等が必要となりますので、ご連絡ください。 ・世帯の一部の方が転出する場合は、「町営住宅世帯員異動届書」に 異動後の世帯員の住民票(謄本)を添付して、ご提出ください。	特にありません。
公立小·中学校	学校教育課 (下部保健福祉センター) TeLO556-20-3016	各学校で「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてくだ さい。	「在学証明書」等を添えて、転校先の学校で手続きをし てください。
水道•下水道	環境上下水道課 (中富浄化センター) TELO556-42-4811	休止または廃止、もしくは使用者変更の手続きが必要です。	転入先の市区町村でお尋ねください。

※各種税金、上・下水道使用料、介護保険料等の納め忘れがないようご注意ください。(詳しくは担当課へお尋ねください。)

身延町役場 町民課町民担当

〒409-3392 身延町切石350番地 TEL 0556-42-4804(町民課直通) TEL 0556-62-1111

身延支所 住民サービス担当

〒409-2592 身延町梅平2483番地36

下部支所 住民サービス担当

〒409-2992 身延町常葉1093番地 TEL 0556-36-0011